

昭和43年 4月 1日 制定	会 則	頁記号	A01	1
令和 3年 4月17日 改正	第 1 章 総則 ~ 第 2 章 会員	令和 3年 4月17日 実施		

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は、日本大学工学部校友会（以下ここでは本会という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所を、福島県郡山市田村町徳定字中河原 1 番地 日本大学工学部内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦を図り、日本大学との関係を密にし、母校工学部の興隆発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。ただし政治的あるいは宗教的に偏向せず、かつ経済的な利益を生むことのない事業を採択する。

会員相互の連絡並びに会員名簿の管理に関すること

校友会報の発行並びにホームページの運営に関すること

本会歴史資料の収集・管理・保管に関すること

会員（準会員を含む）への支援に関すること

親睦会、講演会の開催

学校法人日本大学との連携に関する事項

日本大学他学部校友会との連携に関する事項

その他、必要と認められる事業

(支部等)

第 5 条 本会は、地域を対象として、あるいは職域を対象として支部を置くことができる。

更に必要があればその支部を中心として支会を設けることができる。支部支会などの設立と運営については別に定める支部支会規程による。

第 2 章 会 員

(会員の定義)

第 6 条 本会の会員は次のとおりとする。

会員は、日本大学工学部（旧称第二工学部）の卒業生並びに大学院工学研究科の修了生および卒業生

準会員（学生）は、日本大学工学部並びに大学院工学研究科に在籍している学生

賛助会員は、日本大学工学部教職員並びに本会に特別の関係を有する者で、工学部校友会の目的事業に賛助する者

昭和43年 4月 1日 制定	会 則	頁記号	A01	2
令和 3年 4月17日 改正	第 3 章 役員	令和 3年 4月17日 実施		

第 3 章 役 員

(役員 の 構 成)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会長	1 名
副会長	6 名以内
幹事長	1 名
副幹事長	1 名
常任幹事	2 0 名以内
幹事	3 0 名以内
会計監査	3 名
相談役	若干名

(役員 の 選 出)

第 8 条 前条第 7 条に基づく役員を選出方法は次による。

- 2 会長の選出は、第 5 章運営委員会第15条 2 項の 会長選出選考委員会 (以下、選考委員会という)で会長候補者を推薦し、常任役員会に報告の上、総会に諮り決定する。
- 3 副会長以下の役員は、新会長が常任役員会に諮り指名する。
- 4 幹事長及び会計監査は総会の承認を必要とする。
- 5 副会長以下の役員を選出は、別に定める役員選出規程による。
- 6 役員に選出された者が辞退する場合は、その役員との交渉、去就は新会長に一任し、補充については役員選出規程による。

(役員 の 任 期)

第 9 条 役員任期は 3 年とし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、会長が新役員を指名しこれを補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

(役員 の 職 務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を統理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 幹事長は会務執行の要とし、会内外の事象を広く深く把握し適切なる対応策等を提示する。又、事務局運営の責任者となる。副幹事長は幹事長を補佐する。
- 4 会計監査は会計財務の過誤を防ぐため毎年、正副会長、正副幹事長、事務局員同席のもと監査を行う。監査結果は書類にして監査役員が捺印し書類の真正を担保する。その結果を総会に報告する。

昭和43年 4月 1日 制定	会 則	頁記号	A01	3
令和 3年 4月17日 改正	第3章 役員 ~ 第4章 会議	令和 3年 4月17日 実施		

- 5 会計監査は常任幹事会、役員総会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 常任幹事は、会務の運営に必要な事項を審議する。
- 7 幹事は役員総会に出席し、会務について意見を述べるができる。
- 8 相談役は各会議に出席し、意見を述べるができる。

第4章 会 議

(総会)

第11条 本会は、年1回通常総会を開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 総会の議長は、出席会員の中から選出し、議決は出席会員（委任状含む）の過半数の賛成で行う。賛否同数の場合は、議長裁決による。
- 3 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

会則の変更

解散に関すること

会費に関すること

事業計画および収支予算に関すること

その他規程の定める事項

- 4 非常事態等やむを得ない事情により総会を開催することができない場合には役員総会をもってこれに代えることができる。但し、この役員総会は、常任役員会の議を経て会長が招集する。

(常任役員会)

第12条 本会に常任役員会を置き、会長が議長となる。

- 2 常任役員会は、正副会長、正副幹事長、相談役をもって構成し、会長の招集で開催する。
- 3 重要案件について審議の上、常任幹事会へ付託する。

(常任幹事会)

第13条 本会に常任幹事会を置き、会長が議長となる。

- 2 常任幹事会は、正副会長、正副幹事長、常任幹事、相談役をもって構成し、随時開催する。
- 3 常任幹事会は、会務の執行にあたる。
- 4 常任幹事会は構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の賛成によって議決とする。

昭和43年 4月 1日 制定	会 則	頁記号	A01	4
令和 3年 4月17日 改正	第 4 章 会 議 ~ 第 6 章 会 計	令和 3年 4月17日 実施		

(役員総会)

第14条 本会に役員総会を置き、会長が議長となる。

- 2 役員総会は、正副会長、正副幹事長、常任幹事、幹事、相談役をもって構成する。
- 3 役員総会は会長が随時召集し、構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数により決する。

第 5 章 運 営 委 員 会

(運営委員会)

第15条 本会に、各種運営委員会を置くことができる。

- 2 委員会は次の各号とする。

総務委員会

財務委員会

広報委員会(会報発行担当、ホームページ担当)

校友情報管理委員会

会長選出選考委員会

校友会歴史資料編纂委員会

特別委員会

第 号から第 号までの委員会は常設とし、第 号の委員会は、工学部校友会の事業運営上、特に会長が必要と認めるとき設置することができる。

- 3 委員会の組織および運営は、別に定める運営委員会規程による。

第 6 章 会 計

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第17条 本会の経費は、次の各号をもって充てる。

日本大学校友会(本部)年会費還付金。還付金は次の二項である。

1. 正会員(個人)

2. 準会員(学生)

会員通信費

賛助会費

寄付金

その他の収入

昭和43年 4月 1日 制定	会 則	頁記号	A01	5
令和 3年 4月17日 改正	第6章 会計 ~ 第10章 賞罰	令和 3年 4月17日 実施		

(会費)

第18条 会費は年会費還付金をいい、その還付率は、日本大学校友会(本部)と本会との協議により決定する。

2 工学部校友会会則・第4条の内、第 号及び 号に係わる会費を、そのつど徴収することができる。

(寄付金)

第19条 本会は、寄付金等を採納することができる。

2 寄付金等は、別に定める寄付金等に関する規程により処理する。

(財務)

第20条 本会の財務は、別に定める財務規程により処理する。

第7章 法人役員および日本大学校友会役員

(役員の推薦)

第21条 本会は、学校法人日本大学並びに日本大学校友会の役員の候補者を推薦することができる。

2 候補者の推薦は別に定める役員選出規程による。

第8章 日本大学校友会会費並びに役員の会費

(日本大学校友会会費並びに役員の会費)

第22条 本会は、日本大学校友会が定める会費を納入する。また、本会より選出されている日本大学校友会役員が納めるべき会費は、本会が負担する。

第9章 事務局

(事務局)

第23条 本会の事務は、会長の命を受け本会事務局が処理する。

2 事務局の統括は幹事長があたる。

3 事務局に関する規程は別に定める事務局職員就業規則、事務局職員給与及び退職金規則による。

第10章 賞 罰

(表彰)

第24条 本会に特別の功労があった個人並びに団体に対して、表彰することができる。

2 表彰に関する表彰規程は別に定める。

(除名)

第25条 本会の会員が次の各号に該当したときは、常任幹事会の決議により除名することができる。

日本大学の名誉を傷つけ、または校友としての品位を著しく害する言動があったとき

昭和43年 4月 1日 制定	会 則 第 1 0 章 賞 罰 ~ 第 1 1 章 雑 則	頁記号	A01	6
令和 3年 4月17日 改正		令和 3年 4月17日 実施		

本会の秩序を乱したとき

故意または重大な過失によって日本大学および本会に損害を与えたとき

第11章 雑 則

(規程の制定)

第26条 本会則の施行に必要な規程および本会の運営並びに管理に必要な規程は、常任幹事会の議決を経てこれを定める。

2 本会の会則を改正したときは、日本大学校友会に届けるものとする。

(会則の改訂)

第27条 本会則は総会において出席会員の過半数の賛意がなければ改正することができない。

昭和43年 4月 1日 制定	会 則	頁記号	A01	7E
令和 3年 4月17日 改正		附 則	令和 3年 4月17日 実施	

附則 本会則は、昭和43年 4月 1日より施行する。
 本会則は、昭和45年 4月19日より改正施行する。
 本会則は、昭和46年 4月18日より改正施行する。
 本会則は、昭和47年 4月23日より改正施行する。
 本会則は、昭和49年 4月21日より改正施行する。
 本会則は、昭和50年 4月20日より改正施行する。
 本会則は、昭和51年 5月23日より改正施行する。
 本会則は、昭和55年 4月26日より改正施行する。
 本会則は、昭和56年 4月18日より改正施行する。
 本会則は、平成 2年 4月21日より改正施行する。
 本会則は、平成 8年 4月20日より改正施行する。
 本会則は、平成13年 4月28日より改正施行する。
 本会則は、平成17年 4月23日より改正施行する。
 本会則は、平成18年 4月22日より改正施行する。
 本会則は、平成19年 4月21日より改正施行する。
 本会則は、平成20年 4月19日より改正施行する。
 本会則は、平成21年 4月25日より改正施行する。
 本会則は、平成23年 4月24日より改正施行する。
 本会則は、平成25年 4月21日より改正施行する。
 本会則は、令和 3年 4月17日より改正施行する。